

2019年1月9日

高等教育キーパーソン各位

地域科学 KKJ セミナーニュース 505

グローバルな進学・就職「審査」の相互認証——

高等教育の「資格枠組み」と質保証の展開 I

～ 学位等の国際通用性／ASEAN・欧州の最新動向／東京規約／情報のウェブ公表 ～

【1月23日（水曜日）於 東京】

ご参画・ご派遣のお願い

教育のグローバル化の進展の中で、学生及び教員・研究者の国際的流動性が高まり、人財の獲得競争が激しさを増しております。貴大学等におかれては、受入れ・送出しの際の「資格審査」等でご苦労されておられることかと拝します。

ユネスコの地域規約である「高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約（東京規約）」は昨年2月に発効し、5月8日に「同ガイドライン」が文部科学省高等教育局から“公表”されました。本来、国・公・私立の大学等の学長宛に“通知”されるべき重要文書かと存じますが、そうなのはおりません。そのためか、本「東京規約」と「ガイドライン」は、大学関係者にほとんど周知されておられません。

締約国間において進学・就職時の入学資格・学位・単位等の資格の相互認証等を行うために、各国は国内情報センター（NIC）を設立し、情報を共有することとしております。締約国は、現在、オーストラリア、中国、ニュージーランド、日本、韓国、バチカン市国の6か国となっております。

NICにおいては、a. 高等教育制度の説明、b. 各種の高等教育機関の概要、c. 高等教育機関の一覧、d. 質保証の仕組みの説明、e. 海外に所在する教育機関の一覧、等の情報のウェブ公表が求められます。

現在、文科省は、大学、短期大学、高等専門学校のほか、専門学校（2017年度2822校）についての情報整理・調査等とともに、英語表記の整理、掲載内容の検討、情報の英訳等を進めています。例えば、我が国の学士の名称（学位に付記する専攻名）が2015年度で723種類となっていて、その国際通用性（同等性）とともに情報共有にあたってのハードルとなっております。また、認証評価は「機関評価」であり、「専門分野評価」はされていません。

本セミナーでは、国の「資格枠組み」の意図と欧州での展開、そして、東京規約と我が国における行方について、大学改革支援・学位授与機構の土屋俊氏からご講義を賜わり、さらに、中央大学の早田幸政氏からはASEAN地域における資格枠組みのホットな情報を含めたご報告を賜わります。また、質保証についても論展いただきます。

『高等教育の「資格枠組み」と質保証の展開Ⅱ』（12月20日開催）

<http://chiikikagaku-k.co.jp/kkj/seminar/h301220.pdf>

『高等教育の「資格枠組み」と質保証の展開Ⅰ』（1月23日開催）

<http://chiikikagaku-k.co.jp/kkj/seminar/h310123.pdf>